

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

丸亀市監査委員 山 本 一 清

丸亀市監査委員 東 由 美

財政援助団体等監査結果報告書

～令和6年度財政援助団体等監査～

令和7年3月

丸亀市監査委員

監査対象団体 **公益財団法人 ミモカ美術振興財団**

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和 5 年度に支出した公益財団法人ミモカ美術振興財団への補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和 6 年 8 月 26 日から 9 月 11 日
- 4 監査執行日 令和 6 年 9 月 12 日

5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	地域の芸術環境づくり補助金	
交 付 根 拠	(一財) 自治総合センター「地域の芸術環境づくり助成事業」	
補 助 目 的	公立文化施設の利活用推進や企画制作能力の向上等を図ることを目的とする。	
交 付 額	令和 5 年度	5,000,000 円
	令和 4 年度	5,000,000 円
所 管 課	協働推進部まなび文化課 (旧：文化課)	
名 称	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 指定管理委託料	
指定管理委託料	令和 5 年度	219,000,000 円
	令和 4 年度	219,000,000 円
所 管 課	協働推進部まなび文化課 (旧：文化課)	
名 称	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 電気料金高騰に伴う電気料金補填	
指定管理委託料	令和 5 年度	11,383,496 円
	令和 4 年度	3,863,469 円
所 管 課	協働推進部まなび文化課 (旧：文化課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の管理を行うとともに、猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業を行い、あわせて現代美術を中心に美術に関する知識と教養の向上を図るための諸事業を多面的かつ積極的に展開し、もって美術文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

(公益目的事業)

①猪熊画伯の画業を顕彰する事業

- ②展覧会の開催
 - ③美術に関する催物
 - ④美術に関する教育及び普及事業
 - ⑤丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の管理
 - ⑥その他目的を達成するために必要な事業
(その他の事業)
 - ①売店の経営
 - ②その他公益目的事業の推進に資する事業
- (3) 事務所の所在地
丸亀市浜町80番地1(丸亀市猪熊弦一郎現代美術館内)
- (4) 役員等
評議員(7名以上12名以内)、理事(6名以上10名以内、うち1名を代表理事とし、代表理事を除く2名を専務理事1名、常務理事1名とする)、監事2名以内
- (5) 会議
評議員会(定時評議員会、臨時評議員会)、理事会(通常理事会、臨時理事会)

7 監査方法

公益財団法人ミモカ美術振興財団への令和5年度の補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 感熱紙レシートを会計資料として貼付しているものが多数あるが、感熱紙は保存状況によって印字が消える恐れがある。ミモカの会計規程では会計帳簿、伝票、証ひょう類は10年保存と規定されていることから、後日に備えて原本とともにコピーも合わせて貼付すること。また、剥がれかかっているものがあつた。のり付けして保存すること。
- 小口現金の取り扱いについて。現金過不足が発生した時の報告に一部遅れがみられ

た。速やかな報告を上げるためにルール作りをすること。

Ⅱ 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 窓口での返金作業で臨機応変に対応しているが、現場担当者から総務担当者への申し送り用紙が統一されておらず、書き方は担当者によって様々である。過不足なく必要事項を申し送るため、統一した様式を用いてはどうか。

監査対象団体 「明倫の里 城北」城北コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和5年度に支出した「明倫の里 城北」への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和6年8月21日から9月10日
- 4 監査執行日 令和6年9月11日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	城北地区コミュニティ運営助成	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和5年度	2,357,700 円
	令和4年度	2,379,200 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	
名 称	高齢者等移動手段確保事業	
交 付 根 拠	丸亀市高齢者等移動手段確保事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民が互助により外出支援が必要な高齢者等が積極的な地域活動や社会参加を行うための移動手段の確保を行う取組に係る経費について、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和5年度	185,000 円
	令和4年度	350,000 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	
名 称	城北地区高齢者敬老事業	
交 付 根 拠	丸亀市敬老事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地区コミュニティが行う、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿をお祝いすることを目的とする事業に対し、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和5年度	327,000 円
	令和4年度	— 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	

名 称	城北コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	令和 5 年度	8,855,000 円
	令和 4 年度	9,355,000 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城北地区住民の自主性を尊重し信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を通して、うるおいのある町づくりを進めることを目的とする。

(2) 事業

- ① 社会福祉増進及びコミュニティづくり
- ② 環境美化意識の向上と対策の推進
- ③ 健康づくり運動の推進
- ④ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑤ 啓発活動の推進
- ⑥ 生活改善及び保健栄養思想の普及
- ⑦ 自治会、関係機関、諸団体との連絡調整並びに諸事業に対する協力
- ⑧ その他本会の目的達成のために必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市御供所町一丁目 5 番 20 号 丸亀市城北コミュニティセンター内

(4) 会員

城北地区内の住民並びに関係諸機関及び諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、部会長 7 名、会計 1 名、監事 2 名、事務局長 1 名、書記 2 名

7 監査方法

令和 5 年度に支出した補助金及び城北コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【共通事項】

- 各種帳票類等の保存文書について、鉛筆書きとなっている。保存文書は改ざん防止に備え、ペン書きとすること。

【指定管理委託料に関する事項】

- 消耗品費よりお茶やコーヒー等を支出している。これらは食糧費に該当するが、指定管理費からの支出は不適當である。コミュニティ費からの支出に改めること。
- 図書室は常に誰もが利用できるよう、占有的な使用は認めないこと。
- 雇用について
 - ・ 雇用通知書に記載されている勤務時間が誤っている。
 - ・ 雇用通知書の休暇欄は、当該年度の付与日数と前年度付与の残日数に分けて記載すること。
 - ・ 出勤簿に休憩時間を記載すること。
 - ・ 働き方改革により、2019年4月5日から年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となっているが、職員の休暇が取れていない。

【補助金等に関する事項】

- 支出金額に誤りは無いものの、出金伝票の合計額が誤っているもの、請求品目が二重に記載されているもの、請求書の金額が誤っているものが見受けられた。

II 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 福利厚生費の訂正として3円支出しているが、詳しい内容がわかる資料を添付いただきたい。
- スペアキーを作製しているが、使用場所及び作製理由等を記載いただきたい。

【補助金等に関する事項】

- 買物支援「高齢者等移動手段確保事業補助金」について、運転まかせて会員として運転手登録名簿が添付されているが、運転免許証の有効期限が切れている登録者が見受けられる。再度、有効期限を確認いただきたい。

監査対象団体 「飯山北地区コミュニティ推進協議会」 飯山北コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和５年度に支出した「飯山北地区コミュニティ推進協議会」への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和６年８月２１日から９月１０日
- 4 監査執行日 令和６年９月１１日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	飯山北地区コミュニティ運営助成	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和５年度	3,089,300 円
	令和４年度	3,140,700 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	
名 称	高齢者等移動手段確保事業	
交 付 根 拠	丸亀市高齢者等移動手段確保事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民が互助により外出支援が必要な高齢者等が積極的な地域活動や社会参加を行うための移動手段の確保を行う取組に係る経費について、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和５年度	145,000 円
	令和４年度	159,000 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	
名 称	敬老事業	
交 付 根 拠	丸亀市敬老事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地区コミュニティが行う、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、その長寿をお祝いすることを目的とする事業に対し、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和５年度	500,000 円
	令和４年度	— 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	

名 称	自主防災力強化事業	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって行う防災・減災活動等に係る経費の支援事業等、地域防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	令和 5 年度	119,000 円
	令和 4 年度	100,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	
名 称	飯山北コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	令和 5 年度	7,493,680 円
	令和 4 年度	7,326,212 円
所 管 課	協働推進部地域づくり課(旧市民生活部生活環境課)	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯山北地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざし、心ふれあう、住みよい、豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① まちづくりに関する啓発活動の積極的推進
- ② 地域問題の対策と解決
- ③ 地域福祉の増進及びコミュニティづくり
- ④ 青少年健全育成の推進
- ⑤ 文化活動の積極的推進
- ⑥ 生活改善及び保健衛生思想の普及
- ⑦ 体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ⑧ 心のふれあいを深める活動の推進
- ⑨ 丸亀市の指定管理運営業務
- ⑩ 高齢者移動確認サービス事業
- ⑪ 高齢者居場所づくり事業
- ⑫ 住民たすけあい飯北サービス事業
- ⑬ その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原 1112 番地 5 丸亀市飯山北コミュニティセンター内

(4) 会員

自治会及び地域関係諸機関、諸団体、これ等機関・団体のOB、公募による者並びに学識経験者等

(5) 会議

総会、役員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、会長代行 1 名、副会長 4 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、理事 30 名、顧問 4 名

7 監査方法

令和 5 年度に支出した補助金及び飯山北コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 就業規則が定められていない。早急に策定すること。
- 消耗品費について、特別会計よりコミュニティ消耗品を支出している。請求書の内容を確認すると、指定管理分とコミュニティ分が混在している。このような場合は、請求書をコピーしたうえで支出部分が分かるようにし、それぞれの会計より支出すること。

II 検討すべき事項(意見)

【指定管理委託料に関する事項】

- 同一の者に施設維持管理業務委託料に加え備品管理事務費を支払っている。備品管理事務を施設維持管理業務委託に含めてはどうか。
- パソコン調整委託、ホームページ事務委託の委託先については検討いただきたい。

【補助金等に関する事項】

- 公印使用簿について、「コミュニティ推進協議会長」分と「連合自治会長」分が混同している。会長の肩書は異なっているのでそれぞれ使用簿を分け、件名欄には要件等を具体的に記載いただきたい。

- 各種事業に伴う物品の購入については、補助目的を達成するために必要な物品購入であることを明らかにするため、購入目的、物品名、数量、単価等、必要事項を支出票等に明記いただきたい。
- 各会合等において昼食等を支給した場合も、会議の内容、参加人数等、賄い経費の内訳を明確にしていきたい。
- 研修会等に伴う旅費については、支給基準を定める等により適正な執行を図るとともに、支給の内訳を明らかにしていきたい。
- 買物支援「高齢者等移動手段確保事業補助金」について、運転まかせて会員として運転手登録名簿が添付されているが、運転免許証の有効期限が切れている登録者が見受けられる。再度、有効期限を確認いただきたい。

